
平成 28 年度農協監査・事業利用実態調査における
准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査委託事業

正・准組合員別の事業利用量に関する 調査手法の検討 調査報告書

平成 29 年 3 月

目 次

1. 調査の目的と概要.....	1
2. マニュアル第一案の作成.....	2
3. 試行調査実施前のマニュアル妥当性検討に向けたＪＡヒアリング	3
3.1 対象ＪＡ	3
3.2 主な意見	3
(1) Ａ農協.....	3
(2) Ｂ農協.....	4
(3) Ｃ農協.....	4
(4) Ｄ農協.....	5
3.3 調査票・マニュアルへの対応内容.....	6
(1) Ａ農協.....	6
(2) Ｂ農協.....	6
(3) Ｃ農協.....	7
(4) Ｄ農協.....	8
4. 試行調査の実施	9
4.1 試行調査の実施方法	9
4.2 試行調査実施スケジュール	9
4.3 試行調査対象ＪＡ	9
4.4 試行調査結果.....	10
4.5 試行調査に対する意見を踏まえたマニュアル・調査票等の修正	10
4.6 Ｑ＆Ａ集の作成	11
5. 本調査実施に向けた課題	12
5.1 組合員資格に関する課題	12
5.1.1 組合員家族の扱いについて	12
5.1.2 専門農協の扱いについて	12
5.2 アンケート調査実施について	12
5.2.1 員外利用量調査におけるアンケート調査との住み分けについて	12
5.2.2 実施期間について	12
5.2.3 利用金額の把握について	12
5.2.4 ガソリンスタンドでのアンケート調査実施について	13
【別添１】組合員資格別の事業利用量に関する調査実施マニュアル	14
【別添２】Ｑ＆Ａ集	31

1. 調査の目的と概要

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 9 月 4 日公布）において、政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から 5 年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況等についての調査（以下「正・准組合員別の事業利用量に関する調査」という。）を行い、検討を加えて、結論を得ることとされている。

この調査では、正・准組合員別の事業利用量に関する調査の実施に備え、農業協同組合（以下「農協」という。）の主な事業ごとに、効率的かつ合理的に農協の正組合員及び准組合員（以下「正・准組合員」という。）別の事業利用量を把握できるようにするため、正・准組合員別の事業利用量の把握方法等を明らかにし、利用量把握マニュアル（以下「マニュアル」という。）等の資材作成を行うものである。

マニュアル等の資材作成に当たっては、農林水産省、J A 全中と協議の上、まずはマニュアル第一案を作成し、その後、J A へのヒアリング・試行調査を通して内容の妥当性検証や記載内容の改善を行うことで、内容の精緻化を図った。

2. マニュアル第一案の作成

一定の精度を確保しつつ、調査を実施する農協の利便性も考慮して、既に実施されている員外利用量調査の方法を参考にしつつ、マニュアル第一案を作成した。

マニュアルの対象とする事業は、多くの農協において事業の主要な部分を占めていると見込まれ、かつ、一定程度の准組合員の事業利用が想定される「信用事業」、「共済事業」及び「購買事業」とした。

購買事業に関しては、以下の方針に沿ってマニュアル第一案を作成した。

- 生産資材・生活物資・ガソリンスタンドの事業別に分けたうえで、組合員資格別の利用量を把握する。
- 事業別の利用量全体に対して、組合員資格別に把握できる利用量の割合が一定の閾値以下の事業については、サンプル調査を併用して組合員資格別の利用量を推計する。
- サンプル調査の方法は、員外利用量調査にかかるサンプル調査を参考に決定する。
- 組合員資格別の利用量が把握可能な取引についても、電子的に把握しているものと、受注票等で紙媒体で把握しているものとは、調査上の扱いを分ける必要がある（前者は1年分の把握が可能と思われるが、後者は一定期間に区切らないと把握が困難）と想定し、両者を切り分けて調査方法を記載する。

信用事業及び共済事業に関しては、以下の方針に沿ってマニュアル第一案を作成した。

- 全国統一の電算端末でデータの取得が可能と考えられることから、農林中金・全共連にデータ取得方法を確認し、マニュアルに掲載する。

また、調査結果の入力・集計の利便性を図るため、調査結果を入力すれば自動的に必要な計算が行われるようなエクセルの調査票を作成することとした。

3. 試行調査実施前のマニュアル妥当性検討に向けたＪＡヒアリング

試行調査に先立って課題等を確認するため、２．で作成したマニュアル第一案、調査票案等を使用して、４ＪＡに対してヒアリングを行い、意見を聴取した。

3.1 対象ＪＡ

電算システムの整備状況や購買事業の実施状況等、特性が異なる４ＪＡを選定し、ヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、下記の実施日時、出席者によって開催された。

	A農協	B農協	C農協	D農協
日時	9月29日 (木)14:00～15:30	10月5日(水) 10:00～11:45	10月14日(金) 14:00～15:00	10月20日(金) 10:00～11:00
会場	ＪＡ本店	ＪＡ本店	ＪＡ本店	ＪＡ本店
出席者	(ＪＡ関係者等) 4名 (農林水産省)担 当職員1名 (三菱総研)2名	(ＪＡ関係者等) 9名 (農林水産省)担 当職員1名 (三菱総研)2名	(ＪＡ関係者等) 6名 (農林水産省)担 当職員1名 (三菱総研)2名	(ＪＡ関係者 等)5名 (農林水産省) 担当職員1名 (三菱総研)2 名

3.2 主な意見

ヒアリング時の各ＪＡからの主な意見は以下の通り。

(1) A農協

- ・ＡコープとＳＳは子会社化されており、本調査の対象から外れる。生活購買で農協本体に残っているのは、米の購買などごく一部。
- ・購買取引の９割以上は、組合員資格を電子的に把握している（紙伝票での取引はなく、一部の現金取引を除いて全て電子的に処理しており、経理のコンパスシステムと組合員データが連動している。）。したがって、現在の員外利用量調査の「組合員」の欄を「正組合員」と「准組合員」に分けて出力するだけでよく、当農協（おそらく当県域全般）では紙伝票に遡っての調査や、アンケート調査など、追加的な対応は不要。
- ・員外利用量の調査では、ＳＳでの現金取引など、組合員資格がわからないものは、全て員外扱いにしている。
- ・ＳＳの従業員はアルバイトで、農協職員はいないのが一般的であり、ＳＳでアンケート調査を実施するとすると、かなり難しいのではないかと。
- ・購買事業全体に占めるＳＳの売上げはわずかであり、これを別に切り出して調査する必要はないのではないかと。例えば、生活購買に占めるＳＳの売上高が１割以下の場合は、ＳＳは切り出さずに生活購買として一括して調査をして良いなどとすれば、調査をかなり簡略化できるのではないかと。
- ・経営移譲した場合に、組合員資格を変更していないケース（移譲した親が正組合員で、移譲された息子が准組合員のまま）があるかもしれない。
- ・マニュアルの「ポイント」の部分は、「総合ポイント」の意味での「ポイント」と混同するので、表

現を工夫した方がいい。

- ・マニュアルの中で、ずらずらと文章が続いているところは読みにくい。何をすればいいのか要点がすぐに拾えるように、箇条書きにするなどの工夫をした方がよい。

(2) B農協

- ・総合ポイントには組合員の98%が加入しており、全取引の8割は総合ポイントのデータから組合員資格を把握することが可能。また、組合員の家族が個人で総合ポイントカードを持っている場合も、カードのデータが世帯マスタ（各組合員の世帯情報のデータベース）と連動しており、正組合員の家族か、准組合員の家族か、員外かを把握することが可能。

- ・員外利用量調査の際、総合ポイントで把握できない残り2割の取引については、1週間のサンプリング調査（全数）を年4回行って補足。具体的には、グリーンセンター、Aコープの場合は、レジに「組合員」「員外」のボタンを設け、レジ係の聞き取りにより把握。SSについては、調査期間中、給油機にタッチパネルを設け、給油者に自ら「組合員」「員外」を選択してもらうことで把握。調査期間は、操作方法がわからない利用者に対応するため、給油所に職員をはり付けている。いずれも「組合員」か「員外」しか区別しない仕組みとなっているため、正・准を分けるには、システムの改修が必要。

- ・Aコープ、SSは子会社化しておらず、農協本体の事業として実施。

- ・マニュアル中、「販売実績」は「供給実績」、「売上高」は「供給高」とした方がわかりやすい。

- ・資格把握取引（電子）、資格把握取引（紙）について、任意の1週間を抽出して調査を行うこととした場合、複雑な作業が必要。

- ・アンケート調査を実施しなくていい基準値が、生産資材は電子把握率75%、生活物資は電子把握率90%と、生活物資の方を厳しい基準としているが、生活購買に厳しく対処しようとしているように感じられるので、どちらも80%などと統一すべき。

- ・生活物資については、80%は電子的に把握しており、残り20%のうち半分は、員外利用調査の結果から員外とわかっている。従って、組合員資格がわからない取引は、残りの10%に過ぎないが、電子把握率を90%とした場合、その10%のためにシステムを改修したり、アンケート調査を実施するのは割に合わない。

- ・員外利用調査では、行政機関との取引（病院への灯油の販売、県の農業試験場への肥料・農薬の販売等）は員外扱いとなっているが、これらは本調査の分母から外すべき。

- ・総合ポイント以外の「その他のシステム」の考え方が分かりにくい（経理処理のための何らかの電子システムは必ずあるはず）ので、記述を工夫すべき。

- ・アンケート調査で、利用者に金額や組合員資格を聞くことは難しい。

- ・アンケート調査で、組合員資格が分からない者をサンプルから外すとなると、使えないサンプルが大量に発生して調査の手間が増える。口頭での質問により組合員資格を推定して活用するなど、極力サンプルとして拾うべき。

- ・アンケート調査は、農協側の負担になるので、他に把握方法が無い場合の例外的な方法と位置付けるべき。

(3) C農協

- ・Aコープは子会社化し、SSは2店舗を農協本体で経営。生活購買で農協本体に残っているのは、米の販売など。また、2店舗のSSのうち1店舗はフルサービス、1店舗は幹線道路沿いのセルフサービス。

・紙媒体でしか組合員資格が把握できない取引はない。この部分の記述はマニュアルから削ってはどうか。この記述により、電子データを契約書に遡って確認しなければならいのかなどの誤解が生ずるおそれがある。

・総合ポイントは導入していないが、未収取引などは全て電子的に把握しており、生産資材、生活購買の取引の大半は、利用者の組合員資格を電子的に把握することが可能。したがって、生産、生活は、アンケート調査は不要と見込まれる。

・他方、SSについては、現金取引も多く、アンケートが必要と見込まれるが、セルフSSの場合、アンケート調査を実施しようとする、そもそも利用者の決済方法がわからない（現金かクレジットか未収取引か）ので、決済を終えた利用者ひとりひとりにアンケートの対象になるか確認した上で、アンケートへの協力を依頼しなければならない。セルフSSの扱いをマニュアルに明記すべき。

・当JAのガソリンスタンドは2店舗あるが、利用金額の少ないスタンドの方が資格非把握取引が多い。アンケートの実施店舗を利用金額の総額だけで判断すると、組合員資格別の利用実態を反映した調査結果にならないのではないか。

・員外利用調査の場合、当農協は基準をクリアしているので、セルフSSの現金取引などは員外カウントで処理しており、アンケート調査は行っていない。他方で、今回の調査は、員外利用のように基準をクリアしているかどうかを知るためではなく、利用者の組合員資格を正確に知ることにより目的があるわけだが、そのためには、現在、便宜的に員外として処理している現金取引等の内訳を調べなければならず、非常に大変。

・セルフSSの取引件数は月5,000件程度で、マニュアル通りにアンケート調査をやるとなると、1週間に265サンプル集めなければならず、かなり困難。

・例えば、ガソリンスタンドで年間の資格非把握取引の件数が1,000以下の場合、アンケートのサンプル数は70となる。他方、1,000を52週で割ると、1週間当たりの平均取引件数は19であり、1週間分の全ての取引をアンケート対象としても、必要なサンプル数を集めることができない。

・マニュアルに記載のある「朝、昼、夜、〇人に1人の割合」でアンケートを行うのは難しい。

・仮に、フルサービスのSSの方でアンケートをやるとなれば、準備期間も含めて、1ヶ月程度あればできるだろう。

・生産資材と生活購買で、アンケート調査を行うかどうかの判断基準となる電子把握率が異なるのは、違和感がある。

・現金取引の人には、自分の組合員資格が分からない人も多いだろう。

・「生産」、「生活」、「SS」という調査区分は、当農協の経理システムとも合致していて、特に問題なく対応できる。

・アンケート調査のサンプル数を決めるための電子取引1週間分の調査については、今年度の1週間なのか、前年度の1週間なのかわからない。前年度の1週間であれば、その旨をマニュアルに明記すべき。

・調査期間の1週間について、土日などの店舗休業日の扱いをマニュアルに明記すべき。

・当農協は12月決算であり、事業計画の作成や決算のシメがあるので、12月の調査は避けたい。

(4) D農協

・ガソリンスタンド事業は実施しておらず、総合ポイント制度も導入していない。

・取引はすべて電子データに残してあるため、紙でしか組合員資格を把握していない取引は存在しない。

・購買事業は予約販売が中心のため、組合員資格が把握できる取引が多くなっている。直売所等の店舗の規模も小さいため、生活物資であっても店舗販売より予約販売の比率が高くなっている。

・購買事業の利用量のうち、9割は組合員資格別に把握している。

・現金決済でも基本的には利用者番号を入力して伝票を作成しているため、組合員利用の場合にはほと

んどの取引で組合員資格が把握できる。

- ・組合員番号を入力しない上様扱いの取引では、組合員か員外かを取引情報に入力できるようにしてあるが、准組合員か正組合員かはわからない。

- ・本調査を当農協にて行うとしたら、昨年度決算に基づくデータでの回答であれば1か月程度で回答可能である。購買事業の利用量を生産資材・生活物資の区分に分けて回答することも困難ではない。

- ・当農協では、直売所にて毎年「店舗に求められるもの」などを把握するためのアンケート調査を実施している。もしアンケート調査をする場合でも、実施体制確保やサンプル数を集めることは可能だろう。

- ・仮にアンケートを実施することを想定した場合、当県内の准組合員は貯金利用が多いので、アンケート実施時に組合員利用者が正組合員・准組合員を正確に回答できるか不安がある。

- ・生産資材と生活購買でレジを分けている店舗もあるが、分かれていない店舗もある。後者の場合は、アンケート実施時に、利用金額を生産資材と生活購買に振り分ける際には手間がかかると考えている。

- ・当県内でも、いくつかのJAがガソリンスタンド事業を実施している。クレジットカード取引や口座での後払いなどが中心でないと、アンケート調査で組合員資格を把握するのは容易ではないだろう。

3.3 調査票・マニュアルへの対応内容

ヒアリングで指摘を受けた事項のうち、マニュアル第1案に反映すべき点を整理したうえで、下記の内容でマニュアルへの反映を行った。

(1) A農協

	指摘事項	マニュアルへの反映内容
1	購買事業全体に占めるSSの売上げはわずかであり、これを別に切り出して調査する必要はないのではないか。SSは切り出さずに生活購買として一括して調査をして良いなどとすれば、調査をかなり簡略化できるのではないか。	SSの供給高が生活物資の供給高のおおむね1割を下回る場合には、生活物資と一体で調査することも可能な旨を明示した。
2	マニュアルの「ポイント」の部分は、「総合ポイント」の意味での「ポイント」と混同するので、表現を工夫した方がいい。	マニュアル上ポイントとなる部分を「要点」と表現を変更した。
3	マニュアルの中でずらずらと文章が続いているところは読みにくい。	細かく区分するなど、文章のレイアウトを調整した。
4	電子的な入力を行っていない伝票はないため、資格把握取引（紙）は存在しない。	資格把握取引（紙）を削除し、資格把握取引（電子）に一本化した。 ※一本化後は資格把握取引とした

(2) B農協

	指摘事項	マニュアルへの反映内容
1	「販売実績」は「供給実績」、「売上高」は「供給高」と表現すべき。	左記のとおり修正した。
2	アンケート調査が不要となる閾値が、生産	生産資材・生活物資・SS いずれも閾値をおおむ

	資材と生活物資・SS で異なる根拠・理由がわかりにくい。同水準で設定すべきではないか。	ね 8 割に統一した
3	「総合ポイント以外の組合員資格別利用量を把握できるシステム」との表現がわかりにくい	「組合員資格と供給実績が連動した電算システム等の導入状況」と表現を見直した。
4	アンケート調査で、組合員資格が分からない者をサンプルから外すとなると、使えないサンプルが大量に発生して調査の手間が増える。	口頭での組合員資格の確認方法を明記した。
5	現在のシステム環境上、電子的に組合員資格を把握している取引でも、任意の 1 週間分を切り出して事業量把握を行うのは困難。	電子的な抽出について、抽出期間を 1 事業年度のみとした。
6	1 年間の組合員資格把握取引の供給量だけでなく、任意の 1 週間を抽出する理由が理解しにくい。	
7	当組合の S S は資格把握取引（電子）が 80%と閾値（90%）に満たないが、員外利用量調査を通して、現在、資格非把握取引 20%のうち員外利用が 10%程度であることはわかっている。この場合にもアンケートでの追加調査が必要か。	生産資材・生活物資・SS いずれも閾値をおおむね 8 割に統一した。 また、資格把握取引のみではなく、員外利用量調査等の他の調査結果で把握可能なものも含めたうえで閾値に達しているか判断する旨を追記した。

(3) C 農協

	指摘事項	マニュアルへの反映内容
1	マニュアル案では、年間の資格非把握取引が 1,000 の場合、70 のサンプルが必要とされているが、これを 52 週で割って推測するに、マニュアル記載のサンプル数を 1 週間の調査で収集することが困難。	年間資格非把握取引件数が少ない場合には全数調査としつつ、年間資格非把握取引件数を 52 で割った数が必ず必要サンプル数以上となるようにサンプル数の設定方法・基準値を変更した。
2	当 JA のガソリンスタンドは 2 店舗あるが、利用金額の少ないスタンドの方が資格非把握取引が多い。アンケート実施の店舗を利用金額で判断すると、実態把握という趣旨から離れないか。	資格非把握取引のおおむね 5 割以上をカバーするように店舗を選択して実施する、と変更した。
3	セルフのガソリンスタンドでは、配置職員が少ないため調査の実施体制を確保することが困難。	今年度の試行調査においては、セルフのガソリンスタンドなどアンケート調査の実施が困難な店舗については、アンケート調査の対象から除外することも可能とし、今後、実情の把握等を進め、マニュアルでの扱いを検討することとした。
4	電子的な入力を行っていない伝票はないため、資格把握取引（紙）は存在しない。	資格把握取引（紙）を削除し、資格把握取引（電子）に一本化した。

		※一本化後は資格把握取引とした
5	アンケート調査を実施する場合、「朝・昼・夕に〇人に1人調査を行う」というマニュアルにある実施方法は困難。	左記の記載を削除した。
6	アンケート調査が不要となる閾値が、生産資材と生活物資・SSで異なる根拠・理由がわかりにくい。同水準で設定すべきではないか。	生産資材・生活物資・SS いずれも閾値をおおむね8割に統一した。
7	アンケート調査を実施する場合、「1週間」が営業日7日を指すのか、店舗休業日も含む暦上の7日を指すのか明記してほしい。	暦上の7日間であることを明記した
8	アンケートのサンプル選定時に抽出する1週間の取引量は、前年度を指すのか今年度を指すのかわからない。	電子的な抽出について、抽出期間を1事業年度のみとしたため、1週間の取引量抽出が不要となった。

(4) D農協

	指摘事項	マニュアルへの反映内容
1	電子的な入力を行っていない伝票はないため、資格把握取引（紙）は存在しない。	資格把握取引（紙）を削除し、資格把握取引（電子）に一本化した。 ※一本化後は資格把握取引とした
2	生活購買・生産資材を両方取り扱っている店舗での現金取引は、それぞれに分けてレシートが発行されるというものではないので、切り分けが困難だろう。	その店舗での供給高が生活購買・生産資材どちらかに偏っている場合には、比率の大きい方にまとめてよい旨を記載した。

4. 試行調査の実施

3.のヒアリング結果を踏まえて修正したマニュアル案、調査票案等を用いて、全国のJ Aに試行的に調査を実施いただくことで、マニュアルや調査票案の改善点、整理すべき課題等の収集を行った。

4.1 試行調査の実施方法

- 全国約 100 J Aに対して試行調査実施への協力を依頼し、2 か月強の実査期間を設けて試行調査を実施いただき、マニュアル等に対する意見を回収した。

4.2 試行調査実施スケジュール

- 10/21（金）～1/6（金）：実査期間（試行調査対象J Aの選定、調査対象J Aへの協力依頼、調査対象J Aでの試行調査実施）
- 1/6（金）アンケート結果回収締切

4.3 試行調査対象J A

- 各都道府県のJ A数に応じて、試行調査対象のJ A数を設定した。

都道府県名	都道府県下J A数	試行調査依頼J A数
北海道	108	6
青森県	10	2
岩手県	7	2
宮城県	14	2
秋田県	15	2
山形県	17	3
福島県	5	2
茨城県	20	3
栃木県	10	2
群馬県	15	2
埼玉県	16	2
千葉県	20	3
東京都	14	2
神奈川県	13	2
山梨県	11	2
長野県	16	2
静岡県	17	3
新潟県	24	3
富山県	16	2
石川県	17	3
福井県	12	2
岐阜県	7	2
愛知県	20	3
三重県	12	2
滋賀県	16	2

京都府	5	2
大阪府	14	2
兵庫県	14	2
奈良県	1	1
和歌山県	8	2
鳥取県	3	1
島根県	1	1
岡山県	9	2
広島県	13	2
山口県	12	2
徳島県	15	2
香川県	1	1
愛媛県	12	2
高知県	15	2
福岡県	20	3
佐賀県	4	1
長崎県	7	2
熊本県	14	2
大分県	5	2
宮崎県	13	2
鹿児島県	15	2
沖縄県	1	1

4.4 試行調査結果

44 都道府県、90 J A から調査結果を回収した。また、同時に 9 県の中央会から調査に関する意見が寄せられた。

4.5 試行調査に対する意見を踏まえたマニュアル・調査票等の修正

試行調査に対する意見を踏まえて、マニュアル・調査票の修正を行った。主な指摘事項と調査票への反映内容は以下の通り。

	指摘事項	マニュアルへの反映内容
1	調査方法を先に記載し、そのあとに留意点や説明を記載するほうがわかりやすい。	調査の大まかな流れを示した図をⅢ 2 の冒頭に置き、全体の流れを先に示した。
2	アンケート調査で組合員資格が不明となった場合の取扱いが明確ではない。	組合員資格が不明な分は、アンケートのサンプルから除外すべき旨を追記した。
3	ガソリンスタンドを他の調査区分と統合する際の基準を「生活物資」の 1 割とする合理性が認められない。	生活物資の 1 割ではなく、購買全体の 5 % を下回る場合に、他の調査区分と統合してもよいこととした。
4	「資格非把握取引」に関するアンケート調査は、年 1 回 1 週間分だけで良いのか。当 J A は、員外調査に関する「組合員」「員外」	員外調査と同時に実施してもよく、サンプル数が多い、調査期間が長い、調査頻度が高いなどより精度の高い方法に合わせて実施すべき旨を記載

	の取引調査を四半期毎に1週間実施（年4回）している。	した。また、本調査においては、十分な期間を設定することを検討することとした。
5	調査票において、組合員数は人単位となっているが、法人は入れなくてよいのか	組合員数は法人を含む旨を明記した。
6	アンケート調査実施時に組合員資格の回答を得ることが困難だった。	氏名を確認して組合員台帳と事後的に突き合わせる等により、組合員資格を判別する旨や、組合員資格を判別できない場合は、当該回答者はサンプルから除外する旨を記載した
7	内部消費・内部取引の扱いがわかりにくい。	内部消費・内部取引は、原則として供給高から控除すること、購買事業の供給高に占める内部消費・内部取引の割合がごくわずかであり、全体への影響が軽微と認められる場合は、これらを控除しないか員外への供給とみなしても差し支えない旨を明記した
8	お客様にアンケート調査の理由を聞かれたので、事前に看板設置等で告知すべきであった。	アンケートをスムーズに実施するために、看板を店舗に設置する等の工夫が考えられる旨を追記した。
9	正／准の区別はつかないものの、電子的に員内／員外を区別することが可能な取引がある場合、その員外の数値も含めてアンケートの可否の8割を判定すべきではないか。	資格非把握取引のうち、電算システムや員外利用調査により正／准の区別はつかないものの員内／員外の区別はつく取引についても、アンケートの可否の8割の判定に用いることとした。

また、農林中金及び全共連から、組合員資格別の利用量データの取得方法を確認し、マニュアルに記載した。最終的なマニュアルは別添1のとおり。

4.6 Q & A 集の作成

試行調査を通して指摘のあった事項のうち、マニュアルへの反映には至らなかったものの、調査実施に当たって留意を要する事項をカバーするため、別添2の通りQ & A集を作成した。

5. 本調査実施に向けた課題

試行調査等で収集した意見等のうち、以下に掲げる項目については、一定の検討を要することから、現時点ではマニュアルや調査票、Q & A集に反映されておらず、今後の調査実施に当たっての課題として残された。

5.1 組合員資格に関する課題

5.1.1 組合員家族の扱いについて

組合員の家族の利用について、正組合員の家族は正組合員とみなすのか、准組合員の家族は准組合員とみなすのか、整理が必要である。

5.1.2 専門農協の扱いについて

農業者のみによって組織されている専門農協が他の農協の組合員となっている場合、農協法上、当該専門農協は准組合員になる。また、正組合員が構成する生産者組織も、農協の組合員となる場合は准組合員となる。これら専門農協等との取引は、農業生産のための生産資材の供給等であり、直接又は間接的に正組合員への供給であるが、組合員資格にのっとって機械的に利用量を区分すると、准組合員利用として扱われることとなる。この点、組合員資格別の利用量を正しく調査するという観点で、機械的に利用量を区分してよいか整理が必要である。

5.2 アンケート調査実施について

5.2.1 員外利用量調査におけるアンケート調査との住み分けについて

当該調査は、例年実施している員外利用量調査の細分化と位置づけられるとの意見が寄せられており、従来の員外利用量調査の内容との住み分け（員外利用量調査に正・准の判定及び員外・不明の判定を入れ込みつつ、組合員資格不明が20%以上の場合にアンケートの追加調査を実施するなど）を標準化することができれば、調査実施主体となるJAの負担軽減につながると考えられる。

5.2.2 実施期間について

利用者への供給品や供給高には季節によって大きく偏りが生じるため、アンケートの実施時期によっては正しく利用実態を反映できない可能性があるとの意見が寄せられた。本調査に向けては、季節性等を考慮してアンケート調査回数を考慮する、アンケート調査実施を見据えて十分な調査期間を設定する等の検討が必要といえる。

5.2.3 利用金額の把握について

同一店舗内で生産資材と生活物資を扱っている場合、アンケート調査を実施する際に、利用内容と利用金額の記載に苦慮したとの意見が挙げられている。利用者にとっては、利用費目を生産資材と生活物資に区分することは容易ではなく、また、職員による区分や聞き取り調査をする場合でも、職員に利用内容を見られたくないとの思いから調査に非協力的になる恐れがある。また、職員が集計する際にも、取扱い品目が多い場合には集計が困難となることが考えられ、これらの点について考慮が必要である。

5.2.4 ガソリンスタンドでのアンケート調査実施について

ガソリンスタンドでは、利用者が特定の時間帯・季節に集中しており、アンケートの回答を得るための体制・時間をJAで確保することが困難である場合がある。特にセルフ給油所では、JA職員の配置人数が少なく、セルフ給油機で資格把握取引となるクレジット取引と資格非把握取引となる現金取引を判断して、資格非把握取引のみアンケート調査を実施する体制を確保するハードルは高いとの意見があった。本調査に向けては、セルフ方式をはじめとしたガソリンスタンドにおけるアンケート調査実施可能な方法の検討が必要といえる。

組合員資格別の事業利用量に関する調査実施マニュアル

組合員資格別の 事業利用量に関する調査 実施マニュアル

2017 年 3 月

農林水産省調査委託事業
株式会社 三菱総合研究所

目次

I.	調査およびマニュアルの目的	1
II.	マニュアルの対象	1
1.	対象組合	1
2.	対象事業	1
III.	事業利用量把握の実施方法	2
1.	調査の実施体制	2
2.	対象事業ごとの調査方法	2
(1)	信用事業	3
(2)	共済事業	4
(3)	購買事業（生産資材・生活物資・ガソリンスタンド）	4
3.	その他	10
IV.	調査票の記入と提出	11
1.	調査票の記入	11
(1)	組合の概要	11
(2)	事業利用量	11
2.	調査票の提出	12
V.	巻末参考資料	13
1.	総括シート	13
2.	店舗アンケート調査票イメージ	14
3.	推計方法	15
(1)	資格把握取引がおおむね 8 割以上で、アンケート調査を実施しない場合	15
(2)	資格把握取引がおおむね 8 割未満で、アンケート調査を実施する場合	15

I. 調査およびマニュアルの目的

農協各位におかれては、平素から農業振興にご尽力を賜り、ありがとうございます。

平成 28 年 4 月 1 日に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 51 条において、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から 5 年を経過するまでの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとされました。

本マニュアルは、上記の改正法附則に基づく調査の一環として実施する、正組合員・准組合員別の事業利用量を把握するための調査の方法を定めたものです。なお、本マニュアルの策定に当たっては、既に各農協において実施されている、員外利用量を把握するための調査の方法を参考としています。

ご多忙の折恐縮ですが、本マニュアルに基づき、調査の適切な実施にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

II. マニュアルの対象

1. 対象組合

要点

本マニュアルは、信用事業・共済事業を行う単位農協を対象としています。

農協連合会および信用事業・共済事業を行わない単位農協（専門農協）は、本マニュアルの対象には含まれません。

なお、専門農協の実施する購買事業については、本マニュアルに定める方法に準じて、調査を行うことが可能です。

2. 対象事業

要点

本マニュアルは、「信用事業」、「共済事業」および「購買事業」を、利用量把握の対象としています。

本マニュアルでは、多くの農協において事業の主要な部分を占めていると見込まれ、かつ、一定程度の准組合員の事業利用が想定される、「信用事業」、「共済事業」および「購買事業」を、利用量把握の対象としています。

正組合員の事業利用が大部分を占めると見込まれる販売事業や、単位農協においてはほとんど実施されていない医療事業などは、本マニュアルの対象には含まれません。

また、購買事業を子会社が実施している場合など、農協本体として実施していない事業については、本調査の対象には含まれません。ただし、購買店舗やガソリンスタンドの管理・運営を外部委託している場合など、最終的な売り上げが農協本体に計上される場合には、本調査の対象に含まれます。

Ⅲ. 事業利用量把握の実施方法

1. 調査の実施体制

本調査は、各農協において実施していただくことが基本となります。ただし、電算センターのデータの利用等、必要に応じて、都道府県中央会等と連携して実施してください。

なお、信用事業および共済事業に関しては、農林中金および全共連のシステムを各農協の端末で操作することにより、本調査に必要なデータを入手することができます。

2. 対象事業ごとの調査方法

要点

【信用事業・共済事業】

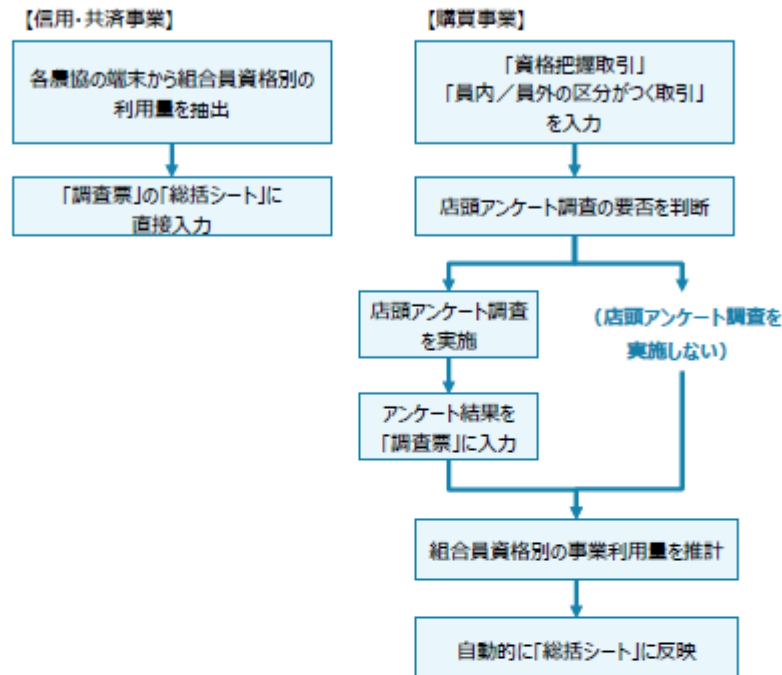
信用事業・共済事業は、農林中金又は全共連のシステムを各農協の端末で操作することにより、利用状況を把握します。

【購買事業】

「生産資材」、「生活物資」、「ガソリンスタンド」に区分し、これらの調査区分ごとに、組合員資格別の事業利用量を把握します。ただし、調査の実施体制の問題などから「ガソリンスタンド」を独立した区分として調査することが困難な場合であって、「ガソリンスタンド」の供給高が購買事業全体の供給高のおおむね 5 %を下回る場合には、「生産資材」又は「生活物資」のどちらかにまとめて調査いただいても構いません。

組合員資格別の事業利用量は、電算システム等の電子データおよび利用者へのアンケート調査により把握します。ただし、電子データ等により組合員資格を把握できる取引がおおむね 8 割以上の調査区分については、アンケート調査を行う必要はありません。

図 調査の全体像



(1) 信用事業

まず、J A S T E M情報系メニューの「実績管理」－「推進現状分析」－「顧客構成分析」（「顧客構成」タブ画面）を選択します。

次に、出力条件を以下のとおり設定します。

出力対象	「対象範囲」「出力単位」は「J A」を選択する
基準月	出力する基準月として、直近の決算月を指定する
分析対象	セグメント分析は「人格（全て）×資格」を選択する

最後に、出力された「顧客構成実績表」から、「調査票」エクセルファイルに、以下のとおり転記します。

調査票	転記元（顧客構成実績表）
貯金（正組）	総貯金残高：「すべての人格」の「正組合員」＋「正組合員家族」
貯金（准組）	総貯金残高：「すべての人格」の「准組合員」＋「准組合員家族」
貯金（員外）	総貯金残高：「すべての人格」の「組合員外」

貸出金（正組）	総貸出残高：「すべての人格」の「正組合員」＋「正組合員家族」
貸出金（准組）	総貸出残高：「すべての人格」の「准組合員」＋「准組合員家族」
貸出金（員外）	総貸出残高：「すべての人格」の「組合員外」

（２）共済事業

まず、共済端末機で、業務報告書の「員外利用の状況」を作成する際に用いるのと同じ画面を開いてください。

次に、画面の、「正組合員」、「准組合員」、「組合員外」の各列の「事業種類合計」欄に表示された共済掛金を、それぞれ、「調査票」エクセルファイルの「共済事業」の列の「正組合員」、「准組合員」、「員外」の各欄に転記してください。

（３）購買事業（生産資材・生活物資・ガソリンスタンド）

i. 調査区分

購買事業の業務フローや経理処理は、「生産資材」、「生活物資」、「ガソリンスタンド」の３つに大きく分かれている場合が一般的と考えられます。

このため、本調査においても、購買事業を、「生産資材」、「生活物資」、「ガソリンスタンド」に区分し、これらの調査区分ごとに、組合員資格別の事業利用量を把握します。

【調査区分の簡略化】

「生産資材」と「生活物資」の区分は、基本的に、業務報告書における「生産資材」と「生活物資」の区分と同じ区分を採用ください。ただし「生産資材」と「生活物資」を経理上区分していないなど、両者を切り分けることによって調査の実施に困難が生じる場合には、これらの区分をまとめて１つの区分とするなどして調査いただいても構いません。

また、調査の実施体制の問題などから「ガソリンスタンド」を独立した区分として調査することが困難な場合であって、「ガソリンスタンド」の供給高が購買事業全体の供給高のおおむね５％を下回る場合には、「生産資材」又は「生活物資」のどちらかにまとめて調査いただいても構いません。

なお、これらの簡略化を行った場合は、Ⅳの調査票の記入にあたって、その旨とその理由を【注記欄】に記入してください。

【調査区分に係る留意点】

「生産資材」の調査区分には、農業機械などの設備関係も含まれます。

生産資材と生活物資の両方を扱っている購買店舗については、生産資材の売り上げは「生産資材」の区分に、生活物資の売り上げは「生活物資」の区分に、それぞれ振り分けることを基本とします。

ただし、それらを切り分けることによって調査の実施に困難が生じる場合には、切り分けずどちらか一方の区分にまとめて計上しても構いません。なお、その場合は、Ⅳの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

「ガソリンスタンド」の調査区分には、その用途が生産関連か生活関連に関わらず、ガソリンスタンドにおける全ての燃料の供給実績を含めてください。

また、ガソリンスタンド以外での燃料の供給（資材センターでの受注など）がある場合には、通常の経理処理の方法に従って、各調査区分に振り分けてください。

例：資材センターで受注した燃料をガソリンスタンドのシステムで処理している場合は「ガソリンスタンド」の調査区分に、生産資材のシステムで処理している場合は「生産資材」の調査区分に、生活物資のシステムで処理している場合は「生活物資」の調査区分に、それぞれ振り分けてください。

ii. 取引の類型化

本調査では、購買事業の取引を、以下のとおり分類します。

① 資格把握取引

総合ポイントや、組合員資格と供給実績が連動した電算システムなどにより、電子データから事業利用者の組合員資格の別（正組合員か、准組合員か、員外か）を把握することができる取引

※員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引は、②の資格非把握取引となります。

② 資格非把握取引

組合員資格の別を把握することができない取引（総合ポイントを利用しない取引、電算システムを経由しない取引等、上記①以外の取引）

具体的には、以下の取引が該当

- ・電算システム等により員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引
- ・員外利用量調査で行ったアンケート等により員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引
- ・電算システム等で組合員資格の別を把握することができない取引

iii. 調査方法

「資格把握取引」および「資格非把握取引」について、以下の調査を行い、「調査票」エクセルファイルの各項目を埋めてください。なお、「調査票」エクセルファイルの入力方法は、同ファイルの「使用方法」シートをご参照ください。

① 「資格把握取引」に関する1年間分の事業利用量把握

まず、「生産資材」、「生活物資」および「ガソリンスタンド」の調査区分ごとに、直近1事業年度の供給高の総額を算出してください。

次に、直近1事業年度の全ての資格把握取引について、調査区分ごとに、正組合員、准組合員、員外の各供給高を算出してください。

② 資格非把握取引のうち「員内／員外の区別がつく取引」に関する 1 年間分の事業利用量把握

資格非把握取引のうち、電算システムや、員外利用量調査で行ったアンケートの結果等により「員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引」がある場合には、調査区分ごとに、直近 1 事業年度の員内と員外の各供給高を算出してください。

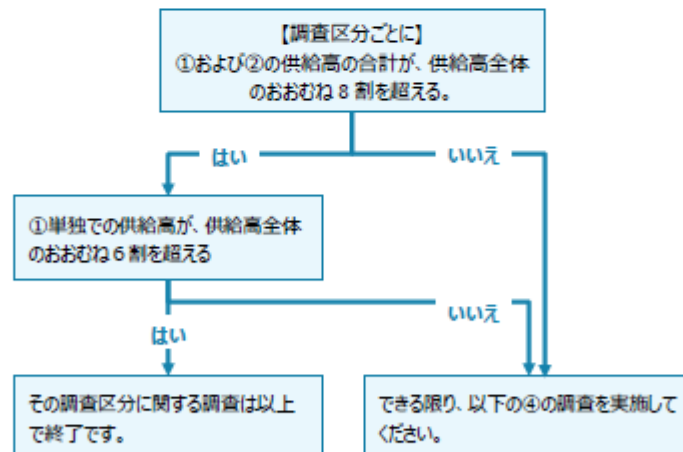
③ アンケート調査の要否の判定

各調査区分について、①および②の供給高の合計が、その調査区分の供給高全体のおおむね 8 割を超える場合（※）は、その調査区分に関する調査は以上で終了となります。

上記の割合がおおむね 8 割を下回る場合は、できる限り、以下の④の調査を実施してください（上記の割合がおおむね 8 割を下回ったものの、以下の④の調査を実施しなかった場合は、IV の調査票の記入にあたって、その旨とその理由を【注記欄】に記入してください。）。

（※）ただし、①と②の合計額がおおむね 8 割を超えていても、①単独での割合が 6 割を下回る場合は、できる限り、④の調査を実施してください。

図 アンケート調査要否の判断



④ ②以外の「資格非把握取引」に関する 1 週間分の事業利用量把握

以下の方法により、店頭でのアンケート調査を実施し、組合員資格別の供給高を推計します。なお、ここで示すアンケート調査は、調査方法の例示の 1 つであり、職員による聞き取り調査など、アンケート調査以外の方式を採用しても構いません。アンケート調査以外の方式を採用した場合は、その旨を【注記欄】に記入してください。

【対象店舗】

②以外の資格非把握取引（以下、単に「資格非把握取引」という。）がある全ての購買店舗およびガソリンスタンドにおいて実施することを基本としてください。

ただし、広域の農協など、店舗数が相当数にのぼる場合は、資格非把握取引のおおむね5割以上をカバーするように店舗を選択して実施することとしても差し支えありません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

【アンケート項目と体制】

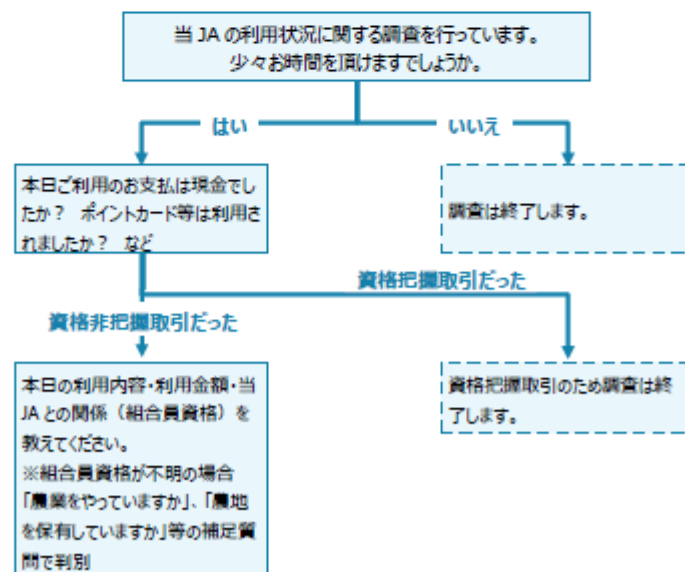
資格非把握取引を行った利用者に、「組合員資格の別」と「その日の利用金額」を回答していただきます。アンケート票のイメージは、巻末の参考資料をご参照ください。

回答者の偏りを排除するため、アンケート票の据え置き型ではなく、可能な限り職員による聞き取り型で調査を実施するようにしてください。

また、回答者が自身の組合員資格を把握していない場合は、「農業をやっていますか」、「農地を保有していますか」といった補足質問を行うことや、氏名を確認して組合員台帳と事後的に突き合わせること等により、組合員資格を判別してください。これらの方法でも組合員資格を判別できない場合は、当該回答者はサンプルから除外してください。

なお、アンケートをスムーズに実施するための工夫として、『ただ今、お客様にアンケートを実施しております。ご協力よろしくお願いいたします。』等の看板を店舗に設置するといった方法が考えられます。

図 聞き取り調査の一般的な流れ



【アンケートの実施期間】

連続する1週間を、アンケートの実施期間とします。

実施期間は、平常時の利用状況を把握するため、ゴールデンウィーク等の連休や、店舗イベントの開催時などは避けるようにしてください。また、生産資材に関して、農繁期・農閑期で極端に利用者数変動する場合には、平均的な繁忙度合の時期を選定してください。

土日が店舗の休業日である場合などは、営業日のみを実施期間としてください。

【アンケート対象者】

アンケートの対象者は、資格非把握取引を行った利用者から無作為に抽出します。例えば、調査に協力が得られそうな利用者を選んでアンケートを依頼すること等は避けてください。また、無作為抽出が困難な場合は、後掲のサンプル数に達するまで全数調査としても構いません。

①および②の調査との重複を排除するため、総合ポイント、電算システムなどにより組合員資格の別が把握できる取引の利用者は、アンケート調査の対象から除外してください。ただし、総合ポイントカードの保有者であっても、その日の取引でポイントカードを使用しなかった場合は、アンケートの対象に含まれます。

また、アンケート調査実施時に、アンケート対象者に該当するかどうかを判断することが困難な場合は、広く調査を実施した上で、集計時に、非対象者をサンプルから除外する方法も考えられます。

【サンプル数】

1年間の資格非把握取引の件数がおおむね5,000件を下回る調査対象店舗においては、可能な限り、全ての利用者に対してアンケート調査を実施してください。

1年間の資格非把握取引の件数がおおむね5,000件を上回る調査対象店舗においては、以下の表に基づいてサンプル数を設定し、アンケート調査を実施してください。なお、設定したサンプル数を回収することができなかった場合は、回収できた範囲で集計を行ってください。

サンプル数の考え方

直近の1事業年度の 資格非把握取引の件数	アンケート調査 (1週間)のサンプル数
おおむね5,000以下	全数
5,001～7,500	約100
7,501～10,000	約130
10,001～20,000	約190
20,001～30,000	約230
30,001～40,000	約260

組合員資格別の事業利用量に関する調査実施マニュアル

40,001～50,000	約 280
50,001～100,000	約 320
100,001～200,000	約 350
200,001 以上	約 380

※ 資格非把握取引の件数が分からない場合は、供給高を平均単価で割って取引件数を算出し、サンプル数を設定することも可能です。

iv. 注意事項

① 直売事業等の取扱い

組合員が生産した農産物等の直売所での販売は、原則として販売事業に該当し、本調査の対象には含まれません。

なお、直売所が生活購買店舗も兼ねている場合には、当該直売所の生活物資部分を切り分けて、本調査の対象に含めることになります。ただし、当該直売所の売り上げの大部分を農産物の直売品が占めており、生活物資の割合が極めて小さく、生活物資部分のみを切り分けることが困難な場合は、当該直売所を調査対象から除外しても差し支えありません。

また、直売所での農産物の販売を購買事業として経理区分しており、両者を切り分けることが困難な場合には、現在の経理区分に沿って、直売所での農産物の販売を購買事業に含めて調査を実施しても構いません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

② 同一店舗内で生産資材と生活物資の両方を扱っている場合等の取扱い

生産資材と生活物資の両方を取り扱っている店舗においてアンケート調査を実施する場合は、調査に従事する職員の聞き取りによって、利用者の購入金額を生産資材と生活物資に振り分けることが基本となります。

ただし、そうした振り分けが困難な場合には、その店舗における生産資材と生活物資の取扱金額の比率に応じて按分するなど、一定の仮定に基づく対応も可能です。また、生活物資も少量取り扱っている資材店舗や、直売品も少量取り扱っている生活購買店舗などでは、それぞれ、全量を生産資材、生活物資とみなして集計することとしても差し支えありません。

③ 内部消費・内部取引の取扱い

農協内での各種購買品の内部消費や内部取引については、供給高から控除することを原則としてください。ただし、購買事業の供給高に占める内部消費・内部取引の割合がごくわずかであり、全体への影響が軽微と認められる場合は、これを控除しないが、員外への供給とみなすこととしても差し支えありません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

3. その他

要点

購買事業に関する店頭アンケート調査は、員外利用量調査と内容が重複するため、員外利用量調査と同時に実施しても差し支えありません。

購買事業に関する店頭アンケート調査を、員外利用量調査と同時に実施する場合には、本マニュアルの調査方法と、通常の員外利用量調査の調査方法とを比較して、より精度が高いと考えられる方の調査方法（サンプル数が多い、調査期間が長い、調査頻度が高いなど）に従って、調査を実施してください。

IV. 調査票の記入と提出

1. 調査票の記入

「調査票」エクセルファイルの「総括シート」（巻末の参考資料参照）に、以下の事項を記入してください。

(1) 組合の概要

貴組合の概要に関する情報を記入してください。

i. 組合員数

直近の総代会資料に基づいて、正組合員、准組合員別の組合員数（法人を含む）をご記入ください。

ii. 総合ポイント制度の導入状況

総合ポイント制度を導入している場合は「有り」と、導入していない場合は「無し」とご回答ください。なお、ここでの総合ポイント制度は、全国統一システムだけでなく、県域又は農協で独自に導入した電子的なポイントシステムも含みます。

総合ポイント制度を導入している場合、総合ポイント会員の資格の範囲（「正組合員のみのみ」、「正組合員および准組合員」、「正組合員、准組合員およびそれらの家族」または「資格制限なし」）と、正組合員、准組合員および員外それぞれの総合ポイント会員数をご回答ください。

iii. 組合員資格と供給実績が連動した電算システム等の導入状況

「生産資材」、「生活物資」および「ガソリンスタンド」それぞれについて、総合ポイント制度以外に、正組合員、准組合員および員外の資格別の利用量を把握できる電算システム等を導入している場合は「システム有り」と、導入していない場合は「システム無し」とご回答ください。

導入している場合は、当該電算システムの概要（「未収取引や予約販売を個人コードで管理している」、「売掛金の経理システムが組合員台帳と連動している」など）を簡単に記入してください。

(2) 事業利用量

信用、共済および購買の各事業について、「Ⅲ. 事業利用量把握の実施方法」に従って把握した事業利用量をご記入ください。

i. 信用事業

Ⅲ. 2. (1) のデータ取得方法に基づきデータを取得の上、正組合員、准組合員、員外別に、貯金、貸出金を千円単位で転記します。

ii. 共済事業

Ⅲ. 2. (2) のデータ取得方法に基づきデータを取得の上、正組合員、准組合員、員外別の、共済掛金を千円単位で転記します。

iii. 購買事業

Ⅲ. 2. (3) の調査結果が自動で転記されます。

なお、業務フローが一体化している等の理由により調査区分を統合した場合、「ガソリスタンド」を「生産資材」又は「生活物資」とまとめた場合、一部の店舗でアンケート調査を実施しなかった場合など、調査の一部を簡略化した場合は、その旨を【注記欄】に記入してください。

また、生産資材と生活物資の両方を扱っている店舗において両者の切り分けを行わなかった等の理由により、「生産資材」の区分に生活物資が一部含まれている場合や、逆に「生活物資」の区分に生産資材が一部含まれている場合は、その旨を【注意欄】に記入してください。

その他、調査において、本マニュアルの通りに実施できなかった部分がある場合は、その内容を【注記欄】に記入してください。

2. 調査票の提出

必要事項を記入した「調査票」エクセルファイルは、平成〇年〇月〇日までに、××まで、電子メールにてご提出ください。

V. 巻末参考資料

1. 総括シート

正・準組合員の事業利用量に関する調査 <総括シート>

1. JA概要データ

(1) 組合員数

正組合員 人(法人含む)

準組合員 人(法人含む)

(2) 総合ポイント制度の導入状況

i 総合ポイント制度の導入の有無

ii 総合ポイント会員の資格の範囲(導入ありの場合)

iii 総合ポイント制度の会員数(導入ありの場合)

正組合員 人

準組合員 人

員外 人

(3) 購買物資の組合員資格別の利用量を把握できる電算システム等の導入状況とその概要

生産資材		概要	
生活物資		概要	
ガソリンスタンド		概要	

2. 事業利用量 (※購買事業については、自動で計算されます。) (単位: 千円、%)

	信用事業		共済事業	購買事業	生産資材	生活物資	ガソリンスタンド
	貯金	貸出金					
正組合員							
準組合員							
員外							
合計							

【注記欄】

※ 購買事業の調査区分を統合した場合、各調査区分に他の区分の値が含まれている場合、その他、本マニュアルの通りに実施できなかった部分があれば、記入してください。

2. 店舗アンケート調査票イメージ

平成 28 年●月

●●農業協同組合

代表理事組合長 ●● ●●

JAご利用者の皆様へ(アンケートご協力をお願い)

平素はJA事業に格別のご協力・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本アンケートは適切なJA事業の展開を通して、利用者みなさまへの一層のサービス向上を図る事を目的としております。

つきましては、お忙しい中誠に恐縮ですが、アンケートにご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、アンケート結果については厳重に保管し、適切に廃棄するものとします。

～アンケート項目～

- (1) 当JAとの関係を教えてください (いずれかに○をお付けください)
(正組合員・准組合員・正組合員の家族・准組合員の家族・いずれでもない・わからない)
- (2) 本日のご利用額を教えてください
- | | |
|--------------------------------|----|
| 生活物資 (食料品・日用品など日常生活のための物資) … (| 円) |
| 生産資材 (農薬・肥料など農業生産に関連する資材) … (| 円) |
| その他… (| 円) |

以上になります。ご協力ありがとうございました。

3. 推計方法

(1) 資格把握取引がおおむね 8 割以上で、アンケート調査を実施しない場合

組合員区分別の利用量は、下式により推計しています。

$$S_1 = S \times \frac{s_1}{s_1 + s_2 + s_3} \quad S_2 = S \times \frac{s_2}{s_1 + s_2 + s_3} \quad S_3 = S \times \frac{s_3}{s_1 + s_2 + s_3}$$

※それぞれの記号の意味は以下の通り。なお、下付き文字「1」は正組合員、「2」は准組合員、「3」は員外、下付き文字無しは正組合員・准組合員・員外の合計を表す。

S : 直近の 1 事業年度に行われた取引の総額

s : 直近 1 事業年度における資格把握取引の額

(2) 資格把握取引がおおむね 8 割未満で、アンケート調査を実施する場合

組合員区分別の利用量は、下式により推計しています。

$$r_1 = \frac{SW_1}{SW_1 + SW_2 + SW_3} \quad r_2 = \frac{SW_2}{SW_1 + SW_2 + SW_3} \quad r_3 = \frac{SW_3}{SW_1 + SW_2 + SW_3}$$

$$S_1 = s_1 + (S - s) \times r_1 \quad S_2 = s_2 + (S - s) \times r_2 \quad S_3 = s_3 + (S - s) \times r_3$$

※それぞれの記号の意味は以下の通り。なお、下付き文字「1」は正組合員、「2」は准組合員、「3」は員外、下付き文字無しは正組合員・准組合員・員外の合計を表す。

S : 直近の 1 事業年度に行われた取引の総額

s : 直近 1 事業年度における資格把握取引の額

SW : アンケート結果を集計した取引金額

r : アンケート結果から推計される各組合員資格の取引の割合

組合員資格別の事業利用量に関する調査実施マニュアル Q & A

【調査・マニュアル全体について】

Q 1 「員外利用量調査のアンケート」とは何を想定しているのか。本マニュアルで掲載している「店頭でのアンケート調査」とは別の調査か。なぜ、員外利用量調査の結果が必要なのか。

(答) 「員外利用量調査のアンケート」とは、員外利用量の把握のために既に実施しているアンケート調査を指します（声掛け調査など、アンケート以外の方法によるものも含む）。本調査では、極力、調査の負担を軽減する観点から、既に実施している員外利用量調査のアンケートにより員内／員外の区別がつく場合には、そのデータも活用することとしたものです。

Q 2 「少量」や「大部分」とは、具体的にどの程度の分量を指しているのか。

(答) 「少量」は1割程度未満、「大部分」は9割程度以上を目安に、それぞれ各農協でご判断ください。

Q 3 アンケートを実施するかどうかの基準となる「おおむね8割」に当たるかどうかは、各農協の判断でよいのか。

(答) 「8割」を目安に、各農協の判断により、アンケートを実施するかどうかを決定してください。

Q 4 集計の都合上、総代会資料、決算書類、員外利用量調査等の結果と本調査の集計値に、軽微なズレが生じるが、問題ないか。

(答) 本調査では、員外利用調査等、他の資料や調査結果との整合は、必ずしも必要ではありません。そのため、既存の資料・調査結果と軽微なズレが発生しても構いません。

【事業区分について】

Q 5 ガソリン等の揮発油とA重油が合算されているため、生産資材とガソリンスタンドを区別する作業が困難だが、どうすればよいか。

(答) ガソリンとA重油が合算されており、両者の切り分けが困難な場合には、これらを切り分けることはせずに、ガソリンが主な場合はまとめて「ガソリンスタンド」の区分に、A重油が主な場合はまとめて「生産資材」の区分に、計上しても構いません。

Q6	燃料関係の購買事業に、ガソリンスタンド（ガソリン・灯油・軽油）と燃料配送センター（灯油・軽油・A重油）がある場合、「ガソリンスタンド」の供給高には、燃料配送センターの供給高は含めず、ガソリンスタンドの供給高のみを記入すればいいのか。
(答)	原則として、「ガソリンスタンド」の調査区分には、ガソリンスタンドにおける全ての燃料の供給実績を含めてください。また、資材センターでの受注など、ガソリンスタンド以外での燃料の供給がある場合には、通常の経理処理の方法に従って、「ガソリンスタンド」が「生産資材」のどちらかの調査区分に振り分けてください。

【取引の類型化について】

Q7	組合員利用とわかっているが正組合員・准組合員のどちらがまではわからない取引について、組合員の利用高を正・准の組合員数の比率で按分してよいのか。
(答)	正・准組合員の各事業利用量が、正・准組合員の構成比に比例しているとは言いきれないため、組合員数の比率で按分することは適当ではありません。資格把握取引の利用高や、サンプル調査で把握した利用高に基づいて按分するようにしてください。

Q8	組合員資格の種別が分からない取引は、准組合員への供給として集計して良いか。
(答)	資格の種別が分からない取引は、准組合員として集計することはせずに、資格非把握取引として集計してください。

Q9	集合口取引については、組合員区分を把握することが困難だが、どのように扱えばよいのか。
(答)	集合口での取引等、電子的に管理はされているものの、組合員資格の別を特定することが困難な取引については、資格非把握取引に含めることを基本としてください。

【店頭調査について】

Q10	生産資材と生活物資の合計で資格把握取引が概ね8割を超えていれば、店頭アンケート調査を実施しないでもよいのか。
(答)	調査区分ごとに概ね8割を超えているかどうかを判断することが基本となります。ただし、生産資材と生活物資を分けることが困難な場合には、これらの合計値を生産資材の資格把握取引として入力の上、その値が供給高の概ね8割を超えていれば、店頭アンケートを実施しないことも可能です。なお、その場合は、調査票「総括シート」の備考欄に、その旨を記載ください。